

(答申第167号)

答 申

第1 岐阜県情報公開審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和4年3月14日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

岐阜県庁（岐阜市藪田南2丁目にある事業場）について、（1）令和3年4月1日から6月30日までの間に、労働安全衛生法（以下「法」という。）の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料及び（2）令和3年4月1日から6月30日までの間に、法の規定に基づいて、事業場で選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

2 実施機関の決定

（1）について実施機関は、請求内容に合致する公文書を取得又は作成していないとして、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、令和4年3月29日付け職第373号により、審査請求人に通知した。

（2）について実施機関は、公文書公開決定（全部公開）を行うとともに、令和4年3月29日付け職第374号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として令和4年4月13日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和4年4月20日付け職第52号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

対象文書が存在しないとする行政処分及び公開しない理由の提示は法及び労働安全衛生規則（以下「規則」という。）の規定に違反している状態であり、又は、公文書の作成及び記録の観点から不合理である。よって、行政処分を取り

消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 文書の特定について

法第13条第1項では、「事業者は、(中略)医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。規則(昭和47年労働省令第32号)で定められた定期的な産業医の作業場等の巡視を実施する措置義務は事業者たる岐阜県知事に課されているものである。規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上(中略)少なくとも二月に一回」とされている。

対象期間の初日から末日までの間に、満3月が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、対象期間に少なくとも1件以上の巡視結果にかかわる資料があつてしかるべきである。つまり、行政処分では、文書の特定が不十分である。

(2) 対象文書の存在について

法において、産業医は数多くの職務を遂行する立場にあるが、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がある昨今、とりわけ、規則第14条第1項第6号の「労働者の健康管理に関すること」に関する事項を行わせなければならないとされている。そして、県庁本庁舎の事業場での職員及び来庁者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるため、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導も欠かせない。むしろ、県庁本庁舎の事業場での新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも産業医の作業場等の巡視は実施されてしかるべきであり、対象期間に産業医の作業場等の巡視を行っていないとすることは到底考えられない事態である。

仮に、対象期間に産業医の作業場等の巡視が行われていない場合には、県庁本庁舎の職員の健康管理が損なわれ、岐阜県において、適正な水準の行政サービスの質が担保されていない状態にあつて、最終的に被害を受けるのは岐阜県民である。産業医の作業場等の巡視が定期的に行われていない場合には早期に是正が図られるべきである。

よって、対象期間に作業場等の巡視を行わないことは産業医の職務を果たしているとは言い難いので、必ず、作業場等の巡視は行われているはずである。この点に関し、県庁本庁舎では、産業医の作業場等の巡視を行った場合には、例えば「令和3年度所属巡回実施報告書」と題する資料が作成されている。現に、令和3年8月17日に産業医による作業場等の巡視が実施されており、対象期間でも同様に産業医の作業場等の巡視が行われているはずであるから、対象期間に対象文書は必ず存在するはずである。

(3) 公文書(記録)の作成について

一般的に、産業医は外部の医師であるから岐阜県知事が費用を支出して巡視を委ねるものである。「作業場等の巡視の状況又は結果」に関し、産業医が自

宅又は医療機関からの交通費や報酬の支払いのための資料として巡視の実施日が分かる資料はあってしかるべきである。また、産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場等の巡視の記録を産業医又は巡視に同行した職員が作成していると予想することは社会通念上合理的である。

この点に関し、岐阜県公文書規程（昭和44年訓令甲第1号）において、
（文書による事務処理の原則）

第三条 事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。

2 文書は、常に丁寧に取扱うとともに、正確に処理しなければならない。

3 文書は、即日処理を原則として迅速に取り扱わなければならない。

4 秘密に属する文書（以下「秘密文書」という。）は、特に細密な注意を払つて取り扱わなければならない。

5 文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。

（文書作成の原則）

第三条の二 職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一 条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯

二 「清流の国ぎふ」創生総合戦略の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯

三 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

四 職員の人事に関する事項

2 前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等（外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。）の内容を記載するものとする。

とされている。つまり、岐阜県において、基本的に公文書作成の措置義務があるとされている。ひとたび、岐阜県が使用する地方公務員が岐阜県を相手取り、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、岐阜県の安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、産業医の作業場等の巡視をいかに適切に実施しているかについて主張しなければならない可能性はある。これは仮定の問題ではなく、これまでこうした訴訟が起こらなかったから、今後未来永劫起こりえないものではないからである。そうした行政訴訟においては、岐阜県が安全配慮義務をいかに適正に果たし、かつ、国家賠償法第1条第1項の「故意又は過失によって違法に」には当たらないことを主張しなければならない。

こうした場面で、法の規定に基づく、産業医の作業場等の巡視を行った状況又は結果が分かる資料が不存在である場合には、「故意又は過失」及び「違法に」に関し、岐阜県の正当性を主張することが困難である。よって、対象期間に、産業医による作業場等の巡視が行われたにも関わらず記録が作成されてお

らず保存されていないということは、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証すること」が困難である。また、訴訟の書証となりうる資料は、「処理に係る事案が軽微なもの」に該当しない余地はない。なお、法の規定に基づく産業医の作業場等の巡視はまさしく「職員の人事に関する事項」である。したがって、対象期間に産業医による作業場等の巡視が実施されていたならば、公文書は必ず作成されているはずである。

以上から、対象文書を公開しないとする行政処分及び公文書を公開しない理由の提示は法の規定に違反している状態であり、又は、公文書の作成及び記録の観点から不合理である。よって、行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 文書の特定について

請求対象期間を含む令和3年度においても、規則に基づく定期巡視を行うべきところであったが、当事業場（岐阜県庁）では前年度より、新型コロナウイルス感染症対策に関連した業務に従事する職員の多くに長時間の時間外労働が発生していた状況から、健康障害の早期発見・発症予防に向けた対応が喫緊の課題であった。このため、産業医に対して長時間勤務職員を対象にした健康相談業務（規則第14条第1項第2号関係）に優先的に従事させたことにより、結果として、その期間中に定期巡視を行うことが出来なかったものである。

そのため、規則に規定する作業場の巡視そのものを実施していないことから、本件請求にかかる対象公文書は、取得又は作成していないことによる不存在であり、文書の特定が不十分ということには当たらない。

(2) 対象文書の存在について

請求対象期間に実施した、新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する長時間勤務実績を有する職員を対象とした健康相談業務は、労働者の健康管理はもとより、県における適正な水準の行政サービスの質の確保に資するものである。

なお、当該健康相談実施期間（令和3年4月～6月）において、産業医は、職員面談の業務に従事していることから、職場巡視とは異なる形ではあるが、職員の勤務環境や勤務実態の把握、是正のための措置に相当する業務も併せて実施していると考えられる。

しかしながら、作業場等の巡視そのものは実施しておらず、その記録も作成していないことから、対象となる文書は不存在である。

(3) 公文書（記録）の作成について

請求対象期間において、作業場等の巡視そのものを実施していないことから、その記録も作成していない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 当事者の主張

審査請求人は、実施機関は、法に基づいて選任した産業医に対して、規則に定める作業場等の巡視の措置義務を負い、規則では、「毎月一回以上（少なくとも）二月に一回」と規定されていることから、巡視結果に関わる資料が作成されてしかるべきである等を主張している。

これに対し、実施機関は、本件請求期間に対応する時期には、事業場内で新型コロナウイルス感染症対策に関連した業務に従事する長時間勤務者が多数存在していたことを踏まえ、産業医に対して、長時間勤務者を対象とした健康相談業務への従事を優先したことにより、結果として、規則で定める事業場の定期巡視が行うことができなかったことを理由に、本件請求に対応する公文書を取得又は作成していないため不存在である旨を主張している。

2 対象公文書の特定について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第5条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省で定める事項を行わせなければならないとされている。

そして、労働安全衛生規則第15条で、産業医は毎月一回、少なくとも二月に一回、作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康被害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

審査会が実施機関から聴取したところによれば、実施機関は、職場巡視や職員の健康診断結果に対する助言指導、長時間勤務職員を対象にした健康相談業務など職員の安全衛生・健康管理に係る指導等に従事するため、4名の産業医を選任している。

また、令和3年度に実施した健康相談は、単月80時間超の長時間勤務者約700人に対して行っており、1人あたりの相談時間数は約30分で、計350時間程度の時間を要したとのことであった。

なお、県が選任している産業医4名のうち3名はいずれも非常勤の職員で、別に主たる勤務先を有する者であるとの実施機関からの説明から、1日のうち相談業務に従事可能な時間も限定されるという点も考慮すると、長時間勤務職員を対象とした健康相談業務に産業医を優先的に従事させたことにより、労働安全衛生規則で規定する作業場等の巡視ができなかったとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見られない。

したがって、本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が

岐阜県情報公開条例第12条第3項の規定により「請求内容に合致する公文書を取得又は作成していない」旨の理由を記載したうえで、本件処分を行ったことは、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の特定以外についても主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

3 結論

以上により、「第1 岐阜県情報公開審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和4年4月20日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年5月17日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和4年7月26日 （第180回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和4年8月29日 （第181回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和4年10月31日 （第182回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
会長	栗山 知	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	地守 素子	岐阜商工会議所議員	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）